

第5章 環境配慮指針

本章では、環境と調和のとれた開発を目指して、環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針を示します。

5.1. 環境配慮の基本的な考え方

本節では、開発事業を実施する際に適切な環境配慮を行う上で基本的な事項である指針の環境要素と環境保全措置の考え方を示します。

5.1.1. 対象とする環境要素

開発事業を実施する際に考慮すべき環境要素を図表 5.1.1 に示します。

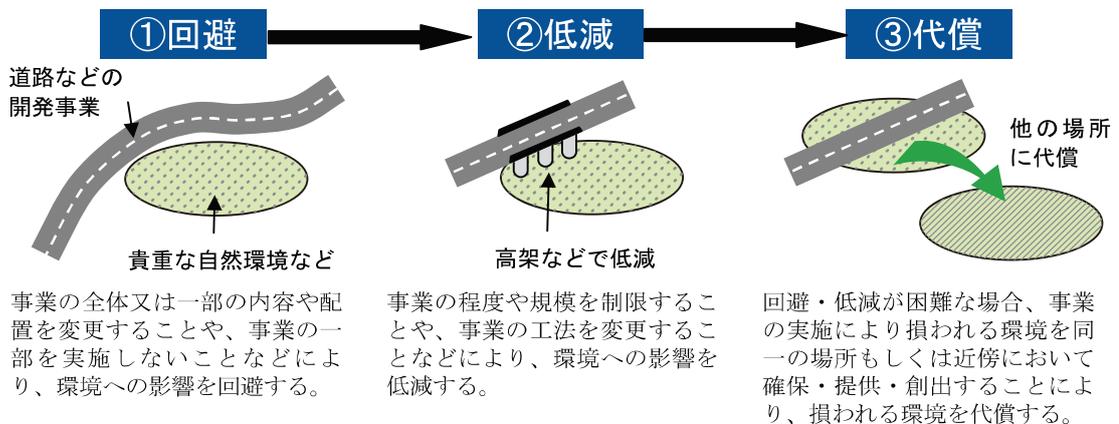
図表 5.1.1 対象とする環境要素

環境要素	項目
生活環境	大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質・地下水）、土壌環境（土壌汚染）、騒音・振動
生物多様性	動植物（貴重種等）、生態系
快適環境	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史・文化的遺産
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用、資源の有効利用

5.1.2. 環境保全措置

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。

開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望まれます。



図表 5.1.2 環境保全措置の考え方

5.2. 開発事業実施時における環境配慮

5.2.1. 行政区別環境配慮の方向

本市は豊かな自然環境を有し、土地利用の状況も区によって大きく異なります。そのため、開発事業を実施する際はそれぞれの区の特徴を踏まえた環境配慮を行っていくことが必要です。

本節では、各区の地域特性とそれに基づく環境配慮の方向を示します。環境配慮の方向として取り上げる環境要素は、地域特性に応じた環境配慮が見込まれる「生物多様性」「快適環境」とします。なお、実際に開発事業を実施する際には、開発事業地の状況に応じたきめ細かな環境配慮を行うことが求められます。

中 区

区の特徴

- 区域の東側の平地には市街地が広がり、その中に社寺林や公園などの緑が点在しています。また、市街地を北から南へ縫うように馬込川が流れています。一方、区域の西側は標高 50m 程度の三方原台地で、その周辺には農地や里山、斜面林などが残存しています。また、新川（都田川水系。以下、中区において同じ。）や段子川などの河川が佐鳴湖に流れ込んでいます。
- 土地利用の状況は、大部分が市街地ですが、新川及び花川流域の一部は農村地域となっています。

環境配慮の方向

- 生物多様性

- 都市化が進み全体的に植生は少ないものの、市街地の中には社寺林などに常緑広葉樹林が点在して分布しているため、これらの樹林を保全します。
- 市街地に整備されている緑豊かな公園緑地や街路樹などは、緑の回廊としての役割を果たしており、今後も緑化による緑の新たな創出やネットワーク化を図ります。
- 佐鳴湖北側及び新川、段子川周辺には常緑広葉樹を中心とした斜面林が帯状に分布し、特に富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区には豊かな自然が残っているため、これらの自然環境を保全します。
- 新川や段子川、馬込川、四ツ池公園などで多くの貴重種が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 馬込川、新川、権現谷川、段子川などの河川、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地、市街地周辺の農地や里山は、中区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている佐鳴湖の景観を保全します。
- 市の歴史・文化のシンボルである浜松城公園のほか、佐鳴湖公園、花川運動公園、浜松八幡宮などの公園緑地や社寺林の自然環境及び景観を保全します。

東 区

区の特徴

- 区域の東を南北に流れる天竜川のほか、馬込川や安間川など本市の主要な河川が流れており、豊かな水辺環境があります。
- 土地利用の状況は、市街地の中に水田や畑地などの農村地域が比較的まとまって分布しています。

環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 水田がまとまった面積で分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 天竜川には河畔林や河川敷砂礫地植生、自然裸地などが分布しており、豊かな自然環境が残っているため、これらの河川環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 天竜川、安間川、馬込川などで貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、安間川、芳川、馬込川などの河川、市街地及びその周辺の農地や里山、有玉・半田地区に残る三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地は区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 安間川公園、中田公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。

西 区

区の特徴

- 浜名湖や遠州灘、佐鳴湖などの本市を代表する水辺があるほか、舘山寺温泉や弁天島温泉などの景勝地に恵まれ、舘山寺総合公園などのレクリエーション施設も充実しています。
- 土地利用の状況は、浜名湖南部の沿岸は市街地が多く、内陸部は農村地域及び森林地域となっています。タマネギやガーベラ、セルリーなどの農産物は全国有数の生産地となっているほか、浜名湖のウナギ、舞阪漁港で水揚げされるシラス、トラフグなどの水産業が盛んな地域です。

環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 三方原台地上は畑地、平野部は水田がまとまって分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 平野部と台地の境にある斜面には常緑広葉樹を中心とした斜面林や竹林が分布しており、多くの動植物が生息・生育できる環境が残っているため、これらの自然環境を保全します。
- 遠州灘海岸には大規模な砂丘や砂防林のマツ植林が分布するなど、特徴的な生態系が見られるため、これらの砂丘やマツ植林などの自然環境を保全します。
- 大草山に生育しているまとまった面積のアカマツ林を保全します。
- 村櫛の干拓地周辺は農地と水路が多く、ヨシゴイ、サギ類、シギ・チドリ類、カモ類等の鳥類の重要な生息場所となっているため、これらの干拓地を保全します。
- 錨瀬干潟の浅水域などではアマモ場が形成され、魚類や甲殻類など多様な動物の生息地となっているほか、干潟はシギ・チドリ類、カモメ類等の水鳥の重要な生息地となっているため、これらの環境を保全します。
- 浜名湖の干潟、東神田川、和地大谷川、新川（都田川水系。以下、西区において同じ。）周辺などでは貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 浜名湖や佐鳴湖、新川、伊佐地川などの湖沼や河川、遠州灘海岸の美しい砂浜や松林、市街地周辺の農地や里山は、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている佐鳴湖や浜名湖の景観を保全します。
- 館山寺総合公園、浜名湖ガーデンパーク、弁天島公園、雄踏総合公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。
- 浜名湖は潮干狩り、海水浴、魚釣りなど、佐鳴湖は野鳥をはじめとした動植物の観察スポットや桜の名所として多くの人々に利用されているため、これらの活動の場に配慮します。

南 区

区の特徴

- 南に遠州灘を望み、天竜川や馬込川、芳川、安間川などの河川が流れるなど、豊かな水辺環境に恵まれています。特に遠州灘海岸ではアカウミガメや海浜植物の群落、天竜川及び馬込川河口では多くの野鳥などが見られるのも大きな特徴です。
- 土地利用の状況は、市街地と農村地域が混在し、遠州灘海岸の沿岸部は砂防林を中心とした森林地域となっています。区域の面積の約 50%を農地が占めており、水稲、エシャレット、タマネギ、サツマイモなどの産地です。

環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 水田や畑地がまとまった面積で分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 遠州灘海岸には大規模な砂丘や砂防林のマツ植林、湿地が分布するなど、特徴的な生態系が見られるため、これらの自然環境を保全します。
- 天竜川や馬込川の河口には、河川敷砂礫地植生や河畔林、ヨシなど河川環境に特有の植生が分布しており、県内でも有数の野鳥飛来地となっているため、野鳥をはじめとした動植物や河川環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 天竜川河口、馬込川河口、芳川などで多くの貴重種が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、馬込川などの河川や中田島砂丘をはじめとする遠州灘海岸の美しい海岸

の砂浜及び松林は、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。

- 遠州灘海浜公園、可美公園、飯田公園、芳川公園、馬込川公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。
- 自然観察ポイントである天竜川河口、馬込川河口などの自然環境への影響を回避・低減し、人と自然との触れ合いの活動の場として保全します。

北 区

区の特徴

- 三方原台地から浜名湖に至る平野部や丘陵地、中山間地域など、奥浜名湖や都田川といった本市を代表する自然環境を有しています。また、蛇紋岩地域や石灰岩地域をはじめ、特徴的な地質や植生も分布していることから、多くの貴重種が生息・生育しているのも大きな特徴です。区内には都田川ダムがあり、市内外への生活用水・農業用水の供給源として重要な役割を担っています。
- 土地利用の状況は、大部分が森林地域と農村地域であり、農地ではミカンやネーブル、ピオーネなどの果樹やジャガイモ、花木などの生産が盛んです。

環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 浜名湖や都田川、井伊谷川などの河川沿いには水田、台地の上には畑地、台地斜面には果樹園がまとまって分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 大部分を占める丘陵地にはスギ・ヒノキ植林、斜面には所々に常緑広葉樹林や落葉広葉樹林が分布しているため、樹林の保全と適正な維持管理を行います。
- 都田川、井伊谷川と河川沿いの水田地域、都田川河口などには貴重なトンボ類や魚類が生息しているため、これらの水辺環境を保全します。
- 雨生山の蛇紋岩地域、竜ヶ石山の石灰岩地域、枯山の里山林などの特徴的な地形・地質で局所的に生息・生育する動植物が確認されているため、これらの自然環境を保全します。
- 雨生山一帯、都田川、井伊谷川、霧山、枯山の里山林、三方原防風林周辺など、区内の多くの場所で貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。
- 奥浜名湖及びその周辺の樹林は、野鳥の主要な越冬地となっているため、野鳥の生息環境を保全します。

○ 快適環境

- 浜名湖や都田川、都田川沿いに存在する斜面林、市街地周辺の農地や里山、北部の森林は、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている浜名湖の景観を保全します。
- 三ヶ日高山公園、細江総合グラウンド、引佐総合公園、都田総合公園、フルーツパークなどの公園緑地や公共施設の自然環境及び景観を保全します。
- 自然観察ポイントである奥山高原、奥浜名湖湖岸、細江公園付近、渋川つつじ公園付近、竜ヶ岩洞などの自然環境への影響を回避・低減し、人と自然との触れ合いの活動の場として保全します。

浜北区

区の特性

- 東に天竜川が流れ、西に三方原台地を望み、北に赤石連峰とみどり豊かな自然に囲まれています。豊かな里山風景や美しい田園風景が残されているほか、県立森林公園や万葉の森公園、美菌中央公園などの公園施設が充実し、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されています。
- 土地利用の状況は、平野部が市街地及び農村地域であり、北西部の丘陵地域が森林地域となっています。

環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 区の東には畑地、区の中央から西には水田や果樹園がまとまって分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 区の北西部の丘陵地にはスギ・ヒノキ植林や針葉樹林が分布しているため、樹林の保全と適正な維持管理を行います。
- 県立森林公園周辺に生育しているまとまった面積のアカマツ林を保全します。
- 天竜川には、河畔林や河川敷砂礫地植生、自然裸地などが分布しており、豊かな自然環境が残っているため、これらの河川環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 県立森林公園周辺、三方原台地の斜面林、天竜川などで貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、馬込川、御陣屋川などの河川、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地、市街地及びその周辺の農地や里山は、区を特徴づける景観要素となってい

るため、これらの自然景観を保全します。

- 県立森林公園、美園中央公園、万葉の森公園、染地台野鳥公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。
- 自然観察ポイントである県立森林公園、浜北大橋付近などの自然環境への影響を回避・低減し、人と自然との触れ合いの活動の場として保全します。

天竜区

区の特徴

- 天竜区は面積が 944km²と市域の約 63%を占めており、その約 91%が森林となっています。区内には、天竜川の赤石山脈南端の急流を利用した佐久間ダムや水窪ダム、秋葉ダム、船明ダムがあり、市内外への生活用水・工業用水・農業用水の供給源として重要な役割を担っています。
- 天竜川支流の大千瀬川、水窪川、気田川、阿多古川などは多くの渓谷美を描き、河川沿いにはスギ、ヒノキの人工林が、日本三大美林の一つである天竜美林を形成しています。秋葉山、光明山、白倉山、山住山、竜頭山は、その眺望の素晴らしさや旧跡もあることなどから北遠五名山といわれ、四季折々の自然を満喫する多くのハイカーが訪れています。
- 土地利用の状況は、大部分が森林地域であり、農村地域及び市街地はごくわずかです。

環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 区域の大部分が森林となっているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 大部分を占める山間部のスギ・ヒノキ植林は、樹林の保全と適正な維持管理を行います。
- 亜高山地域や白倉原生林などは、冷温帯、亜高山帯、高山帯の自然度の高い植生や動物が分布しているため、これらの自然環境を保全します。
- 龍山や浦川、竜頭山・観音山周辺の樹林などでは局所的に生育・生息する動植物が確認されているため、これらの自然環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 亜高山地域や竜頭山、天竜川など、区内の多くの場所で貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、気田川などの河川、区の大半を占める森林などは、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの河川や森林、山頂や稜線のスカイライン、斜面や溪谷などの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている新宮池、樽山の滝、竜頭山などの景観を保全します。
- 自然豊かな溪谷を形成する気田川、阿多古川などの河川とその沿川を水辺の散策空間として保全・活用するよう配慮します。
- ハイキングや紅葉狩りも楽しめる緑の回廊として市民に親しまれているスーパー林道天竜線、遊歩道が整備された天竜の森など、人と自然との触れ合いの活動の場を保全・活用するよう配慮します。
- 天竜川上流やダム湖面などでは、カヌーや漕艇などの水面レジャーで利用されており、これらの活動に配慮します。

5.2.2. 環境配慮事項

開発事業を実施する際に適切な環境配慮を行うためには、開発事業の段階や開発事業地の特性に応じた環境配慮を行うことが重要です。

本節では、指針の対象とする事業を示すとともに、開発事業の各段階における環境配慮事項と開発事業地の特性を踏まえた環境配慮事項を示します。

5.2.2.1. 対象とする開発事業

公共事業、民間事業の区別に関わらず、環境への影響を考慮して開発事業を9区分し、市内で実施される図表 5.2.2.1 の開発事業を対象とします。ただし、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）及び「静岡県環境影響評価条例」（平成11年静岡県条例第36号）の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。

図表 5.2.2.1 対象とする開発事業

事業区分	事業内容
(1) 交通基盤整備事業	○道路の建設 ○鉄道の建設
(2) 河川・港湾整備事業	○河川の整備 ○放水路の建設 ○用排水路の整備 ○埋立・干拓 ○海岸の整備 ○マリーナの建設 ○ダムの建設
(3) 農用地整備事業	○農用地の造成
(4) 面整備事業	○土地区画整理 ○工場・事業場の建設 ○住宅地の整備 ○レクリエーション施設の建設 ○商業・業務施設の建設 ○面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成
(5) 公園整備事業	○公園の建設
(6) 上下水道施設整備事業	○上水道浄水施設の建設 ○下水道終末処理施設の建設
(7) 廃棄物処理施設整備事業	○ごみ処理施設の建設 ○最終処分場の建設 ○し尿処理施設の建設 ○産業廃棄物中間処理施設の建設
(8) 土砂採取・残土処理事業	○土の採取等 ○残土の処理
(9) 発電事業	○火力発電所（バイオマス発電、廃棄物発電を含む）の建設 ○水力発電所の建設 ○風力発電所の建設

5.2.2.2. 開発事業の各段階における環境配慮

開発事業の「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において検討すべき環境配慮事項を図表 5.2.2.2 に示します。

図表 5.2.2.2 開発事業の各段階における環境配慮事項

開発事業の段階	環境配慮事項
構想	<input type="checkbox"/> 関連する法令・計画を確認する。 <input type="checkbox"/> 開発事業予定地及びその周辺の環境特性を確認する。 <input type="checkbox"/> 構想の変更の必要性を評価し、構想の変更による影響の回避・低減・代償措置を検討する。
計画	<input type="checkbox"/> 開発事業地及びその周辺の環境特性を再確認する。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した技術・工法を決定する。 <input type="checkbox"/> 環境影響の回避・低減・代償措置に向けた具体的な計画を策定する。
工事	<input type="checkbox"/> 計画に基づいて工事中の環境影響を低減する。
供用	<input type="checkbox"/> 良好な環境を維持していくための環境保全対策を実施する。

5.2.2.3. 開発事業地の特性を踏まえた環境配慮

開発事業地やその周辺において確認すべき土地利用の状況や、開発事業を実施する際に特に配慮すべき場所を図表 5.2.2.3 に示します。

開発事業を実施する際は、図表 5.2.2.3 で確認した特性を踏まえて、図表 5.2.2.4 により該当する環境配慮事項を選定（●印がついている項目の環境配慮事項を選定）し、環境配慮を行います。

図表 5.2.2.3 開発事業地やその周辺において確認すべき環境特性

確認項目	開発事業地の環境特性
土地利用	<input type="checkbox"/> 森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、その他 <input type="checkbox"/> 市街地（住宅地、商業・工業地域）
特に配慮すべき場所	<input type="checkbox"/> 貴重な動植物の生息・生育地 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づける生態系* <input type="checkbox"/> 主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観 <input type="checkbox"/> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 <input type="checkbox"/> 歴史・文化的遺産の所在地

※「生物多様性はままつ戦略」において選定した「注目すべき場所」

図表 5.2.2.4 環境配慮事項選定マトリックス

①チェックポイントの選定（横軸）
開発事業地について、該当する「土地利用」の状況と「特に配慮すべき場所」の有無をチェックします。
（※注目すべき場所は「生物多様性はままつ戦略」参照）

②環境配慮事項の選定（縦軸）
「①チェックポイントの選定（横軸）」で当てはまる●印の環境配慮事項（共通及び記号A～I）を選定します。

				土地利用		特に配慮すべき場所					
				<input type="checkbox"/>							
				森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、その他	市街地（住宅地、商業・工業地域）	貴重な動植物の生息・生育地	地域を特徴づける生態系（注目すべき場所）	主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	歴史・文化的遺産の所在地	
共通	環境に配慮した計画・工事の検討や工程管理			●	●	●	●	●	●	●	
生活環境	A	市民が安全・安心に暮らせる生活環境の創出	A1	生活環境全般への配慮	●	●					
			A2	大気環境への配慮	●	●					
			A3	水環境への配慮	●	●					
			A4	土壌環境への配慮	●	●					
			A5	騒音・振動への配慮	●	●					
生物多様性	B	動植物の生息・生育地の保全（守る）	B1	動植物の生息・生育地における改変の回避・低減	●	●	●				
			B2	工事による改変の最小化	●		●				
			B3	建設作業機械や工事車両による影響の低減			●				
			B4	道路や施設の設置による影響の低減			●				
			B5	濁水の流出や水量の減少による影響の低減	●	●	●				
	C	動植物の生息・生育地における連続性の確保（つなげる）	C1	樹林地や水辺の連続性の確保	●		●				
			C2	動物のロードキル（轢死）や落下防止	●		●				
	D	動植物の生息・生育空間の保全・創出（もどす）	D1	生息・生育環境の復元	●		●				
			D2	樹林地の適正管理	●	●	●				
			D3	動植物の新たな生息・生育環境の創出	●	●	●				
D4			動植物の移動・移植			●					
E	地域性種苗による緑化・外来種の拡散防止（抑える）	E1	地域性種苗による緑化	●		●					
		E2	外来種の拡散防止	●		●					
快適環境	F	景観の保全・創造	F1	魅力的な市街地景観の形成		●					
			F2	恵まれた自然景観の保全	●			●			
			F3	暮らしの景観（地域景観）の保全・創出	●	●			●		
	G	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創造	G1	人と自然との触れ合いの活動の場の改変の回避	●	●				●	
			G2	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創出	●	●				●	
	H	歴史・文化的遺産の保全	H	歴史・文化的遺産の保全					●		●
地球環境	I	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	I1	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用	●	●					
			I2	資源の有効利用	●	●					